

住宅リフォーム工事に

補助金を交付します

住宅リフォーム事業補助制度を令和4年度も行います。4月から工事を開始できるように、3月中に申請の受け付けを開始しますので、ぜひご検討ください。

問い合わせ

地域経済振興課経済振興室

☎53・2111（内線3610361）

記事ID

0048871

交付申請の受け付けは3月3日から

受付期間

[本 庁] 3月3日(木)～10日(木) 3階第1会議室
(土・日曜日を除く)

[各支所] 3月7日(月)～9日(水) 産業建設課

受付時間

午前9時～正午、午後1時～4時

申請に必要なもの

- ① 申請書
- ② 見積書
- ③ 工事前の写真
- ④ 工事内容がわかる図面など

※予算枠を超えた場合は「抽選」となります。抽選となった場合は、これまでに交付決定を受けていない住宅を優先します

※申請書類は地域経済振興課または各支所産業建設課にあります。また、市ホームページからもダウンロードできます

補助対象者

補助金の交付申請をするときに、次の要件の全てを満たしている人

- ① 市内に住民登録があり、申請する住宅に居住していること。
- ② 申請する「個人の住宅」「店舗などの併用住宅」「マンションなどの集合住宅」の所有者または所有者の2親等以内の親族であること。
- ③ 申請者および同居人が市税を滞納していないこと。

補助対象工事

次の条件を全て満たしている工事

- ① 補助対象となる工事費用が25万円(税込み) 以上の工事。
 - ② 市内に本店がある法人または市内に住所がある個人事業主に発注して行われるリフォーム工事。
 - ③ 令和5年3月31日までに完成し、支払いが完了する工事。
- ※交付決定前に着手した工事や代金を支払った工事は対象外です
※併用住宅は自己の居住する部分、集合住宅は自己の専有する部分の工事に限ります

補助対象工事(例)

土台・基礎の工事、屋根の葺き替え、天井・壁・床の改修、トイレ・お風呂場などの改修工事、下水道への接続工事、畳の交換、耐震工事、バリアフリー工事など

補助対象とならない工事(例)

カーテンやブラインドの設置、テレビ・エアコンなどの電化製品の取り替え、車庫・造園・フェンスなどの外構工事、部品交換、設計費用や各種申請手数料など

※購入が主となるものまたは住宅でないものについては対象となりません

補助金の額

補助対象経費の20%以内で、上限額は20万円です。

最大20万円
補助

